

川崎市告示第320号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により告示された事項の変更届がありましたので、令和4年川崎市告示第363号に告示された事項を変更し、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和8年5月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

上丸子八幡町町内会

(2) 事務所の所在地

川崎市中原区上丸子八幡町805番地1

(3) 代表者の氏名

小金井 周一

(4) 代表者の住所

川崎市中原区上丸子八幡町1468

2 変更事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「白井 則至」を「小金井 周一」に改める。

「川崎市中原区上丸子八幡町1459」を「川崎市中原区上丸子八幡町1468」
に改める。